**RIJYEM写真や映像の撮影と利用（公表）について**

　ロータリー活動において、写真や映像を撮影し事業の紹介や広報のために利用（公表）するに当たっての留意点の概要を以下に解説します。

|  |
| --- |
| Q.1　写真や映像の撮影や、利用（公表）は本人の同意が必要ですか。 |

A：写真や映像（以下、写真等と略記します）の撮影、公表（印刷物やホームページへの掲載、SNSでの利用など）は、本人の同意が必要です。

参加青少年、ロータリアン、ボランティアなどを含め、すべての人は、みだりに自己の容貌・姿態を「撮影」されないこと、撮影された写真等をみだりに「公表」されないことについて法律上保護されるべき人格的利益を有するとされています。

|  |
| --- |
| Q.2　どのようにして撮影や公表の同意を得ればいいですか。 |

A：通常は、行事の中で、写真等を撮影されていることを認識して被写体に加わっていれば撮影について同意（推定的同意）があると考えられますし、ロータリーの行事に参加している場合、その場で撮影された写真等をロータリーの事業の紹介や広報に利用する（公表する）ことについても同意があると考えていいでしょう。

撮影機器が見える状態で撮影する、声かけして撮影するなど、本人が撮影されていることが分かる状態で撮影してください。

行事の冒頭で、写真等を撮影しロータリーの事業の紹介や広報に利用することと、それに同意しない参加者は申し出るよう説明すれば、より適切でしょう。

|  |
| --- |
| Q3:　撮影に当たって留意する点はありますか。 |

A：本人が不快感や羞恥を覚えるような表情、姿態などの撮影は、本人の明示の同意を得ないで行うべきではありません。撮影した写真等にそのような場面が含まれていたときは、慎重に取り扱ってください。

Ｑ２とも関連しますが、ロータリー行事に付随する懇親会などでは、撮影される側も気を抜いた状態にあるなどして、本人の意に沿わない状態となっていることが有り得ます。講演会など公式的な時間帯の場合に比べ、撮影の同意を得ることを心掛けるのが望ましいと思われます。

　　同意がある場合でも、それが本心であるのかどうかは外見からは分かりにくいこともあります。特に若い人や女性の場合、その場の雰囲気に気を配って、はっきりと不同意の態度をとれないことも現実に生じていますから注意が必要です。

|  |
| --- |
| Q4:　ホームページやSNSでの利用について留意する点はありますか。 |

A：ホームページやSNSなどでの利用（公開）は、不特定多数が閲覧可能であったり、電子データを容易に保存、転用、拡散できます。撮影されている本人がそのような形での公開まで同意しているとは限りません。

利用方法を説明して明示的に本人の同意を得る、解像度を落として個人の識別がしにくい画像とするなどの配慮が必要でしょう。

|  |
| --- |
| Q5:　書面で同意を得る必要がありますか。 |

A：撮影や公表の同意は、口頭でかまいません。

同意を得たことを特に書面で残しておきたい場合には、ひな型の「同意書（写真および映像の撮影と利用について）」をアレンジしてご利用ください。

このひな型は、利用（公表）の方法について、どのような場や媒体で利用するかを特定していません。そのような包括的な同意で十分かは議論が分かれるところでしょうから、必要に応じて利用方法を特定するなどアレンジして利用してください。

|  |
| --- |
| Q6: 同意者が未成年の場合、保護者の同意も必要でしょうか？ |

A：正面から答えれば、保護者の同意も必要というべきですが、通常は保護者の同意の下にロータリーの公式行事に参加しているのでしょうから、その場での写真等の撮影やロータリー活動の紹介・広報のための利用は、本人の意思に委ねていると考えられます。（年少者は保護者の同意を得てください）。

特にホームページやSNSなどでの利用（公開）は、前述のような観点から、解像度を落として個人の識別がしにくい画像とする、名札が写っている場合に氏名を消すなどの配慮が必要でしょう。

（2019.8版）